

枚方市在住の方
に限り
ます

広聴相談課での相談案内

令和6年4月1日現在

電話予約で
待たずに相談！

場 所：市民相談コーナー（市役所別館5階）

専用電話：072-861-2006



◀ 法律相談、交通事故相談、生活相談についてはオンラインでも相談できます（予約制）



◀ ホームページからでも相談窓口をご覧いただけます

先着順です。来所、電話いずれも相談可能です。

相談内容（予約不要）	相談曜日（祝日除く）及び相談時間	相談担当者
生活相談 裏面参照	月～金 9:00～17:30	担当職員

予約優先です。以下の窓口での受付時間は相談時間終了の30分前です。

来所、電話いずれも相談可能です。

相談内容（予約優先）	相談曜日（祝日除く）及び相談時間	相談担当者
法律相談 （法律全般） 裏面参照	火・金 13:00～17:00 （1人1回あたり30分以内）	弁護士
法律相談 （相続・金銭・不動産など） 裏面参照	月・水 13:00～16:00 （1人1回あたり30分以内）	認定司法書士
交通事故相談 裏面参照	火・金 13:00～17:00 （1人1回あたり60分以内）	交通事故相談員
登記相談 （相続に伴う土地・建物の 名義変更など）	第1・3木 13:00～15:00 （1人1回あたり30分以内）	司法書士
	第2・4火 10:00～12:00 （1人1回あたり30分以内）	
遺言書・内容証明 作成相談	第2・4木 10:00～12:00 （1人1回あたり30分以内）	行政書士
成年後見相談 詳細は▶ 	第1・3木 10:00～12:00 （1人1回あたり30分以内）	司法書士
	第2・4木 13:00～15:00 （1人1回あたり30分以内）	
人権相談	月 9:00～12:00 （1人1回あたり60分以内）	人権擁護委員
民事調停手続き相談	第1火 10:00～12:00 （1人1回あたり30分以内）	民事調停委員
国の行政相談	水 9:00～12:00 （1人1回あたり60分以内）	行政相談委員

※裏面をご確認ください

生活相談

相続、離婚、家庭問題等、日常生活で困ったことなどについて、解決に向けての助言や情報提供を担当職員が行います。相談時間は、9時から17時30分までです。広聴相談課窓口又は電話（072）861-2006で相談に応じています。

法律相談

相談内容の整理をしていただくために、法律相談を申し込まれる前に、上記の生活相談をおすすめします。

【相談日時】毎週 月・火・水・金 の下記の時間帯で、1人30分以内

	月	火	水	木	金
弁護士		13:00 17:00			13:00 17:00
認定司法書士	13:00 16:00		13:00 16:00		
キャンセル 可能日	前週の木曜日 まで	前週の金曜日 まで	月曜日 まで		水曜日 まで

- ① 13:00～13:30
- ② 13:30～14:00
- ③ 14:00～14:30
- ④ 14:30～15:00
- ⑤ 15:00～15:30
- ⑥ 15:30～16:00
- ⑦ 16:00～16:30 (火・金のみ)
- ⑧ 16:30～17:00 (火・金のみ)

【予約受付】

- 予約受付は、先着順です。予約時に簡単に相談内容・項目をお伝えください。
- 開庁時間内に広聴相談課窓口または電話 861-2006 で相談内容を確認のうえ予約を受け付けします。
- 聴覚障害等で電話による予約が困難な方については、FAX 846-8861 でもお受けします。
- 通訳（外国語・手話など）を伴われての利用については、あらかじめお申し出ください。

【注意事項】

- 相談はお1人に対して、1年度（4月1日～翌年3月31日）に弁護士は1回、認定司法書士は2回です。住所確認のために、身分証明書の提示をお願いすることがあります。
- やむを得ず、キャンセルされる場合は予約日の2開庁日前までにご連絡ください。前開庁日又は当日のキャンセルは、1回相談をお受けになったものとみなします。

【例（市の休日や祝日がない場合）】※再掲

相談日	月曜日	火曜日	水曜日	金曜日
キャンセル可能日	前週の木曜日まで	前週の金曜日まで	月曜日まで	水曜日まで

- 事業者等の相談は受け付けできません。
- 写真撮影、録音、録画などをご遠慮ください。
- 裁判中・調停中及び弁護士や司法書士に依頼されている案件の相談はお受けできません。
- 利益相反行為になる場合は、相談を利用することができません。
(利益相反行為の例としては、当日の弁護士が、相談相手の依頼している弁護士である場合などです。)
- 広聴相談課では、弁護士・司法書士の紹介やあっせんはしておりません。

その他の専門相談

【相談日時】前ページのとおり

【予約受付】

- 予約受付は、先着順です。
- 開庁時間内に広聴相談課窓口または電話 861-2006 で予約を受け付けします。
- 聴覚障害等で電話による予約が困難な方については、FAX 846-8861 でもお受けします。
- 通訳（外国語・手話など）を伴われての利用については、あらかじめお申し出ください。

【注意事項】

- 事業者等の相談は受け付けできません。

オンライン相談

- 法律相談、交通事故相談、生活相談については、オンライン相談も行っています。
- 予約はオンラインを通じて24時間受付可能です。(詳細はお問い合わせください。)